

事件番号 平成17年(ワ)第141号  
事件名 損害賠償等請求控訴事件  
原告 水野 雅信 外2名  
被告 日本たばこ産業株式会社 外3名

## 準 備 書 面

( 求 釈 明 )

2005年6月29日

横浜地方裁判所第5民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 片 山 律

弁護士 伊 佐 山 芳 郎

弁護士 山 口 紀 洋

弁護士 三 枝 基 行

弁護士 吉 岡 睦 子

弁護士 浅 野 晋

弁護士 谷 直 樹

弁護士 飯 田 正 剛

弁護士 木 本 三 郎

弁護士 薦 田 哲

弁護士 榊 原 富 士 子

弁護士 猿 谷 明

弁護士 田 中 清 治

弁護士 中 川 利 彦

弁護士 中 島 美 砂 子

弁護士 山 本 政 明

## 第1 求釈明

原告らは、国の平成17年6月29日付準備書面に対して以下のとおり、釈明を求める。

- 1 被告国も認めているように、2004年3月9日（日本時間で3月10日）我が国が署名し、2005年2月27日発効した「たばこ規制枠組条約」前文には以下の記載がある。

「この条約の締約国は、・・・

たばこの消費とたばこ煙への曝露が死亡、疾病および廃疾を惹き起こすこと、また、喫煙その他のたばこ製品の使用に曝されることとたばこ関連病の発病との間には時間的な隔たりがあることは、科学的な証拠により疑問の余地なく立証されていることを認識し、

また、紙巻たばこおよびたばこを含有するその他いくつかの製品は依存性を作り出し、かつ、維持するよう巧妙に作られていること、また、それらの製品が含有する化合物の多くとそれらの製品が生産する煙は、薬学的な活性、毒性、突然変異性および発がん性を有することならびにたばこ依存症は主要な国際疾病分類で独立した疾病として分類されていることを認識し、

・・・次のとおり合意した。」

なお、国及び被告日本たばこ産業（以下「被告会社」という。）は、上記の訳については概ね認めるものの、外務省が公表している訳文を引用するので一応ここでも引用しておく。

「この条約の締約国は、（中略）

たばこの消費及びとたばこの煙へさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること並びにたばこ製品の煙にさらされることが及びたばこ製品を他の方法により使用することとたばこに関連する発病との間に時間的な隔たりがあることを認識し、

紙巻たばこ及びたばこを含む他の製品が依存を引き起こし及び維持するような高度の仕様になっていること、紙巻たばこが含む化合物の多くに及び紙巻たばこから生ずる煙に薬理活性、毒性、変異原性及び発がん性があること並びにたばこへの依存が主要な国際的な疾病の分類において一の疾患として別個に分類されていることを認識し、

・・・次のとおり協定した。」

(1) そこで、まず、国においては、上記条約締約にあたっては、上記引用部分を含めた同条約前文記載の各事実につき、文字通り、これを「認識した上で」「合意あるいは協定した。」のか明らかにされたい。

(2) 同条約前文にある「たばこの消費とたばこ煙への曝露が死亡、疾病および廃疾を惹き起こすこと・・・は科学的な証拠により疑問の余地なく立証されていること」(あるいは「たばこの消費及びたばこの煙へさらされること」が死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること)を認識したとは、たばこの消費(勿論その本来的な用法である喫煙行為を含む)及びたばこ煙への曝露が、死亡、疾病及び廃失(あるいは障害)を引き起こすこと、即ち、たばこの消費及びたばこ煙への曝露と死亡、疾病及び廃失(あるいは障害)との因果関係については、科学的証拠により明白に証明されていることを認めた趣旨と解してよいのか。もし、違うということであれば、国は、上記前文部分につき、具体的にいかなる解釈をし、具体的にいかなることを認識したというのか。

また、上記「科学的証拠により」とあるのは、疫学データのみならず、他の基礎医学的知見や動物実験の結果等の総合的な医学科学的データに基づいてという意味と解されるが、国の認識も同様と考えてよいのか。もし、違うということであれば、国は、上記「科学的証拠により」との部分につき、具体的にいかなる解釈をしたというのか。

また、上記の「死亡、疾病および廃失(あるいは障害)」には、本件各原告の罹患した肺がん及び肺気腫が含まれていると考えられるが、国の認識は同様と解してよいのか。

そして、上記国の解釈及び認識は、WHO及び同条約の他の締約国と同様の解釈及び認識であるのか。

上記につき、それぞれ明らかにされたい。

(3) 同条約前文にある「喫煙その他のたばこ製品の使用に曝されることとたばこ関連病の発病との間には時間的な隔たりがあることは、科学的な証拠により疑問の余地なく立証されていること」(「たばこ製品の煙にさらされること及びたばこ製品を他の方法により使用することとたばこに関連する発病との間に時間的な隔たりがあることを」)を認識したとは、文字通り、たばこの消費及びたばこ煙への曝露の時期とそれによって引き起こされる(即ち因果関係のある)たばこ関連病の発症との間には時間的な隔たりがあることを認識したと解してよいのか。もし違うということであれば、国は、上記前文部分につき、具体的にいかなる解釈をし、具体的にいかなることを認識したというのか。

また、上記「たばこ関連病」(あるいは「たばこに関連する発病」)には、

本件各原告の罹患した肺がん及び肺気腫が含まれていると考えられるが、国の認識は同様と解してよいか。もし違うということであれば、国は、上記「たばこ関連病」(あるいは「たばこに関連する発病」)につき、具体的にいかなる解釈をし、具体的にいかなることを認識したというのか。

そして、上記国の解釈及び認識は、WHO及び同条約の他の締約国と同様の解釈及び認識であるのか。

上記につき、それぞれ明らかにされたい。

- (4) 同条約前文にある「紙巻たばこおよびたばこを含有するその他いくつかの製品は依存性を作り出し、かつ、維持するよう巧妙に作られていること」(あるいは「紙巻たばこ及びたばこを含む他の製品が依存を引き起こし及び維持するような高度の仕様になっていること」)を認識したとの記載は、少なくとも、現在主流となっている紙巻たばこ(いわゆるシガレットたばこ)については、各たばこ産業がニコチン量をコントロールする技術を持ち、実際にコントロールしてきたという歴史的事実に基づいての記載と解されるが、国の認識も同様と解してよいか。もし、違うということであれば、国は、上記前文部分につき、具体的にいかなる解釈をし、具体的にいかなることを認識したというのか。また、いかなる理由でわざわざ前文で確認されたと理解しているのか。

特に「依存性を作り出し、かつ、維持するよう巧妙に作られていること」(あるいは「依存を引き起こし及び維持するような高度の仕様になっていること」というのは、たばこ産業がニコチンの依存性を利用してその産業を発展させてきたことを踏まえての記載と解されるが、国の認識も同様と考えるよいか。もし、違うということであれば、国は、上記部分につき、具体的にいかなる解釈をし、具体的にいかなることを認識したというのか。また、いかなる理由でわざわざ前文で確認されたと理解しているのか。

また、被告会社は、たばこを個人の嗜好品と主張しているが、同条約の上記部分の記載は、たばこが嗜好品であるとの主張と矛盾すると思われるが、国としては、この点に関してはいかに理解しているか。もし、矛盾しないという理解であれば、国は、いかなるものを嗜好品と理解し、いかなる理由でたばこを嗜好品と考えるのか。

また「巧妙に作られていること」(あるいは「高度の仕様になっていること」 原文: are highly engineered )との記載は、現在のたばこ及びたばこ製品が、農産物であるたばこ葉そのものとは異なり、たばこ葉を高度な科学技術を駆使して加工した工業製品であるとの理解に基づくものと解されるが、国の認識も同様と考えるよいか。もし、違うということであれば、国は、上記部分につき、具体的にいかなる解釈をし、いかなる理由

でわざわざ前文で確認されたと理解しているのか。

そして、上記国の解釈、理解及び認識は、WHO及び同条約の他の締約国と同様の解釈、理解及び認識であるのか。

上記につき、それぞれ明らかにされたい。

- (5) 同条約前文にある「それらの製品（紙巻たばこおよびたばこを含有するその他いくつかの製品）が含有する化合物の多くとそれらの製品が生産する煙は、薬学的な活性、毒性、突然変異性および発がん性を有すること」（あるいは「紙巻たばこが含む化合物の多くに及び紙巻たばこから生ずる煙に薬理活性、毒性、変異原性及び発がん性があること」）を認識したとは、たばこに含有される物質のみならず、それらが燃焼することで発生するたばこの煙のいずれにも人の健康に対する有害性及び発がん性があることを明確に認めたものと解されるが、国はこの点をどのように理解しているのか？

国は、上記国準備書面第2の3項（10頁）において、「原告らのいう有害性とは、具体的にいかなる内容、程度において有害をする趣旨か」と釈明を求めているが、それでは、国が上記条約締約に際して確認した「薬理活性、毒性、変異原性及び発がん性があること」とは具体的にいかなる内容、程度のものであるのか、まずは明らかにされたい。

そして、上記国の理解及び認識は、WHO及び同条約の他の締約国と同様の理解及び認識であるのか。

上記につき、それぞれ明らかにされたい。

- (6) 同条約前文には、「たばこ依存症は主要な国際疾病分類で独立した疾病として分類されていること」（あるいは「たばこへの依存が主要な国際的な疾病の分類において一の疾患として別個に分類されていること」）を認識したとされているが、かかる事実につき、わざわざ前文で確認されているのは、上記（4）記載の前文部分あるいは、同条約第5条「一般的義務」第2項（b）において「ニコチンによる習慣性」の防止、減少を独立して締約国の一般義務の対象としていること、同条約第14条において「たばこへの依存及びたばこの使用中止についてのたばこ需要の減少に関する措置」を独立した条項として設けていることなども併せて、喫煙者にたばこの使用を中止させるには、たばこ依存の適切な治療という観点からの施策が必要であることを確認するためと解されるが、国の理解も同様でよいか。もし違うということであれば、国は、なぜ、この点がわざわざ前文で確認されたと理解しているのか？

また、同条約の上記部分は、たばこの使用の中止、即ち禁煙することが、ニコチン依存により困難である点を確認したものと解されるが、この点

についての国の理解は同様と解してよいか。もし、違うのであれば、国は、この点につきいかなる理解をしているのか。

そして、上記国の理解は、WHO及び同条約の他の締約国と同様の理解であるのか。

上記につき、それぞれ明らかにされたい。

以上